



デジタルデータにて保証会社に送付します。

- 二. 保証債務履行請求書には、必要に応じ保証会社所定の書類を添付します。
- ホ. 保証債務履行請求書に関して保証会社から問い合わせがあった場合、保証会社が求める情報を eメール等にて提供します。
- ハ. 保証会社は、上記に従った手続を経て請求された資料等を、請求期限が属する月の翌月末日までに、貸借人が指定する預金口座に振り込む方法で支払うものとします。貸借人は、請求期限までに上記に従った手続で保証債務の履行を請求しない場合、支払日まで支払いのなかった資料等について保証債務の履行を請求できないものとします。
- ト. 貸借人は、保証会社が上記の支払を行ったときは、保証会社に対し、対象賃貸借契約に基づいて貸借人から預託を受ける敷金・保証金等(その他、貸借人が貸借人に対して有する債権を含む)から、退去精算金等の総額を差し引いた残金額を速やかに支払うものとします。
- チ. 貸借人は、保証会社が上記に基づく支払後、その理由の如何を問わず、貸借人が資料等を第三者に支払ったことが判明した場合、保証会社に対し、保証会社による支払額に遅延損害金を付した額を直ちに返金します。

2012年11月13日制定 2023年12月1日改訂